

戦没者等のご遺族の皆様へ

■ 第九回特別弔慰金が支給されます ■

○対象者

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合に、右記の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

○支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債

○請求期間

平成21年4月1日から平成24年4月2日まで

請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し特別弔慰金を受けることができなくなりますので請求漏れのないよう十分ご注意ください。

○請求・問い合わせ窓口

福祉保健課（保健福祉センターなわ内） ☎ 0859 - 54 - 5207

大山支所 総合窓口課 ☎ 0859 - 53 - 3311

中山支所 総合窓口課 ☎ 0858 - 58 - 6114

○受給権順位

1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方又は同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。
4. 上記3以外の戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが上記3に該当しない方。
5. 上記1から4以外の戦没者等の三親等内の親族
※戦没者の死亡まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

児童手当
現況届提出は
6月30日(火)
までです

児童手当を受給している方は、毎年6月1日現在の状況を記入した「現況届」を提出することになっています。

この届は、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかの確認をするためのものです。現況届の提出がないと6月からの手当が受けられなくなりしますのでご注意ください。

提出書類は各家庭にお届けします。要領をよく読み期限までに提出してください。

提出期限は6月30日(火)です。
◆提出及び問い合わせ先

本庁住民生活課
☎ 0859・54・5210
中山支所総合窓口課
☎ 0858・58・6111
大山支所総合窓口課
☎ 0859・53・3311

児童手当制度

●目的

児童手当は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的にしています。

●支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している人に支給されます。

ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により児童

手当は支給されません。

●支給額（月額）

○3歳未満 一律1万円
○3歳以上

最初の子ども 5千円

2人目の子ども 5千円

3人目以降の子ども 1万円

●支払時期

児童手当は、原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで支給されます。

●支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長（公務員は勤務先）の認定を受けることにより、申請をした日の属する月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した日の属する月分まで終わります。

●必要な手続き

○新たに支給資格が生じたとき（出生、転入など）

○子どもの養育状況を確認するため受給者が年1回6月に提出する現況届

○引越しなどで受給者や子ども住所が変わるとき

○子どもが増えるなどして手当の額が増えるとき